

公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会の評議員及び役員並びに各種委員会委員の報酬等及び講師等の謝礼金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会（以下「法人」という。）の定款第18条、第36条及び第50条第2項に基づき、次の評議員及び役員並びに各種委員会委員等の報酬等及び講師謝礼金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会・評議員会及び正副会長会
- (2) 監事監査
- (3) 各種委員会等
- (4) 講習会、研修会
- (5) 前各号のほか、会長が必要と認める会議

(役員等の報酬等の額)

第2条 評議員及び役員並びに各種委員会委員等の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、月額 20,000 円、専任副会長の報酬は、月額 10,000 円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (2) 理事及び監事の報酬は、日額 3,000 円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (3) 評議員に対しては、職務執行に要した費用弁償として日額 4,000 円を支給するものとする。
- (4) 監事が監査を行った場合の報酬は、日額 5,000 円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。
- (5) 宿泊料の額は、1泊につき 10,900 円以内とする。但し会長が必要と認めた場合に限り、支給するものとする。
- (6) 各種委員会委員の報酬は、日額 3,000 円及び交通費実費とする。但し、交通費については本会旅費規程に準ずるものとする。

(講師等謝礼金)

第3条 講習会、研修会等における講師等の謝礼金は、別表のとおりとする。但し、別表によりがたい特別な場合は、会長が別に定めることができる。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程の一部改正は、平成30年3月23日から施行する。

別表 1

講師等謝礼金支払基準表

(単位：時給・円)

区 分			金 額	備 考	
県 内	学 校	大学 教員等	教授	5,500	私学教諭を含む
			助教授	5,000	
	その他		4,000		
	官	国 等	本省課長級以上	5,000	
			その他	4,000	
公 署	地方 公共 団体等	市町村長	5,000		
		その他	4,000		
	県	本庁課長以上	2,000		
		その他	1,500		
	その他	医師、弁護士、公認会計士	5,500		
		その他	4,000		
県 外	学 校 官 公 署	大学 教員等	教授	11,000	
			助教授	8,000	
	その他		6,000		
	国 等	本省課長級以上	8,000		
		その他	5,000		
	その他	医師、弁護士、公認会計士	11,000		
		その他	6,000		

備考

- 1 1日4時間までを基本とし、4時間を越えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は、2時間以内とする。
- 2 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給する。
- 3 この基準表により難しい場合は、会長にあらかじめ協議するものとする。(基準額より下回って支払う場合も協議すること。)